

1996年3月15日

バイオ食品の上陸へ

除草剤にも枯れない大豆 安全評価審査諮詢問

厚生省は十五日、遺伝子組み換え技術を応用した欧米産のバイオ農作物に対する安全性評価審査を食品安全調査会に諮問した。審査対象は遺伝子組み換え技術で人為的に改良を加えた「除草剤にも枯れない大豆」や「ナタネ」「害虫に強いジ

ついて国内では初の個別審査がスタートすることになった。安全性が認められれば、来年早々にも輸入され、市場に回る。「バイオ食品」という表示義務はないが、消費者の反発も予想される。

バイオ農作物とは、遺伝子組み換え技術の応用で作物の細胞に有用な性質を持つ遺伝子を組み込み、品種改良をしたもの。

今回の審査対象はすべて海外の開発品。米国、カナダ、ベルギーの三国の農業会社や医薬品会社が開発し、国内の子会社を通じて申請した。厚生省によると、いずれも米食品药品局(FDA)で二年ほど前から承認され、一部は市販されているところ。遺伝子組み換え技術の応用としては、国内外では一昨

年、「キモシン」の遺伝子を

培養してチーズを製造する

ことが認められたが、これ

は製造過程での技術応用

で組み換えたものが直接、

口に入ることはなかった。

今回の申請は、いずれも組み換え技術を使った作物そのものが食品となるだけに、さまざまな影響の可能性を含めて安全性の評価が行われる。